

## ○ 時間外労働労使協定事務取扱要領（平成25年2月28日国海運第160号の2）の一部改正

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>時間外労働労使協定事務取扱要領            (平成25年2月28日国海運第160号の2)            改正：(平成30年8月31日国海員第257号の2)            改正：(令和4年3月30日国海員第410号)  <u>最終改正：(令和5年3月13日国海員第376号)</u></p> <p>1. ～6. (略)</p> <p>別添1 時間外労働に関する労使協定書作成要領            1. ～8. (略)</p>	<p>時間外労働労使協定事務取扱要領            (平成25年2月28日国海運第160号の2)            改正：(平成30年8月31日国海員第257号の2)            改正：(令和4年3月30日国海員第410号)            (新設)</p> <p>1. ～6. (略)</p> <p>別添1 時間外労働に関する労使協定書作成要領            1. ～8. (略)</p>

(記載例)

## 時間外労働に関する労使協定書

使用者：\_\_\_\_\_と船員代表者：\_\_\_\_\_は、  
船員法第64条の2に規定する時間外労働に関し、次のとおり協定する。

1. 時間外労働をさせる必要がある具体的事由
  - ・ 荒天による運航スケジュールの遅れ
  - ・ 運航スケジュールの変更
2. 対象となる船員の職務及び員数  
国土丸（一般貨物船、総トン数 699G/T）
  - ・ 船長1名
  - ・ 機関長1名
  - ・ 甲板部職員3名、甲板部部員2名
  - ・ 機関部職員1名、機関部部員1名
3. 作業の種類
  - ・ 航海当直作業、航海当直の交代作業、入出港作業、荷役作業、保守整備作業、事務作業等通常の運航作業
  - ・ 船長にあっては、上記のほか船舶の運航管理及び船員の労務管理に関する業務
4. 労働時間の制限を超えて作業に従事させることができる期間及び時間数の限度
  - ・ 期間は協定書の有効期間とする。
  - ・ 時間数の限度は1日6時間以内、4週間あたり56時間を限度とする。かつ、総労働時間が1日14時間、1週間72時間の上限を超えないものとする。ただし、船長にあっては、この限りではない。
5. 4の期間及び時間数を遵守させるための措置
  - ・ 必要な乗組員を確保する。
  - ・ 労務管理責任者に毎日の労働時間の状況を把握させることにより、労働時間を適切に管理させる。
  - ・ 労務管理記録簿をもとに労働時間を減らすよう作業分担を見直す。
6. 協定書の有効期限
  - ・ 成立の日から3年とする。

協定の成立年月日 年 月 日

使用者：\_\_\_\_\_

船員代表者：\_\_\_\_\_

(記載例)

## 時間外労働に関する労使協定書

使用者：\_\_\_\_\_と船員代表者：\_\_\_\_\_は、  
船員法第64条の2に規定する時間外労働に関し、次のとおり協定する。

1. 時間外労働をさせる必要がある具体的事由
  - ・ 荒天による運航スケジュールの遅れ
  - ・ 運航スケジュールの変更
2. 対象となる船員の職務及び員数  
国土丸（一般貨物船、総トン数 699G/T）
  - ・ 船長1名
  - ・ 機関長1名
  - ・ 甲板部職員3名、甲板部部員2名
  - ・ 機関部職員1名、機関部部員1名
3. 作業の種類
  - ・ 航海当直作業、入出港作業、荷役作業、保守整備作業、事務作業等通常の運航作業
  - ・ 船長にあっては、上記のほか船舶の運航管理及び船員の労務管理に関する業務
4. 労働時間の制限を超えて作業に従事させることができる期間及び時間数の限度
  - ・ 期間は協定書の有効期間とする。
  - ・ 時間数の限度は1日6時間以内、4週間あたり56時間を限度とする。かつ、総労働時間が1日14時間、1週間72時間の上限を超えないものとする。ただし、船長にあっては、この限りではない。
5. 4の期間及び時間数を遵守させるための措置
  - ・ 必要な乗組員を確保する。
  - ・ 労務管理責任者に毎日の労働時間の状況を把握させることにより、労働時間を適切に管理させる。
  - ・ 労務管理記録簿をもとに労働時間を減らすよう作業分担を見直す。
6. 協定書の有効期限
  - ・ 成立の日から3年とする。

協定の成立年月日 年 月 日

使用者：\_\_\_\_\_

船員代表者：\_\_\_\_\_

別添2 (略)  
第1号様式 (略)

別添2 (略)  
第1号様式 (略)

○ 補償休日労働労使協定事務取扱要領（平成25年2月28日国海運第160号の3）の一部改正

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>補償休日労働労使協定事務取扱要領                      （平成25年2月28日国海運第160号の3）                      改正：（平成30年8月31日国海員第257号の3）                      改正：（令和4年3月30日国海員第410号）  <u>最終改正：（令和5年3月13日国海員第376号）</u></p> <p>1. ～6. （略）</p> <p>別添1 補償休日の労働に関する労使協定書作成要領                      1. ～8. （略）</p>	<p>補償休日労働労使協定事務取扱要領                      （平成25年2月28日国海運第160号の3）                      改正：（平成30年8月31日国海員第257号の3）                      改正：（令和4年3月30日国海員第410号）                      （新設）</p> <p>1. ～6. （略）</p> <p>別添1 補償休日の労働に関する労使協定書作成要領                      1. ～8. （略）</p>

(記載例)

## 補償休日の労働に関する労使協定書

使用者：\_\_\_\_\_と船員代表者：\_\_\_\_\_は、  
船員法第65条に規定する補償休日の労働に関し、次のとおり協定する。

- 補償休日の労働をさせる必要がある具体的事由
  - ・ 荒天による運航スケジュールの遅れ
  - ・ 運航スケジュールの変更
- 対象となる船員の職務及び員数  
国士丸（一般貨物船、総トン数 699G/T）
  - ・ 船長 1名
  - ・ 機関長 1名
  - ・ 甲板部職員 3名、甲板部部員 2名
  - ・ 機関部職員 1名、機関部部員 1名
- 作業の種類
  - ・ 航海当直作業、航海当直の交代作業、入出港作業、荷役作業、保守整備作業、事務作業等通常の運航作業
  - ・ 防火操練、救命艇操練その他これらに類似する作業
  - ・ 船長にあっては、上記の他船舶の運航管理及び船員の労務管理に関する業務
- 労働をさせることができる補償休日の日数の限度
  - ・ 基準労働期間内について、1週間において1日与えられる休日であって補償休日以外のもの日数及び補償休日の日数を合計した3分の1を限度とする。
- 4の期間及び時間数を遵守するための措置
  - ・ 必要な予備船員を確保する。
  - ・ 労務管理責任者に毎日の労働時間の状況を把握させることにより、労働時間を適切に管理させる。
- 協定書の有効期限
  - ・ 成立の日から3年とする。

協定の成立年月日                      年    月    日

使用者：\_\_\_\_\_

船員代表者：\_\_\_\_\_

別添2 (略)  
第1号様式 (略)

(記載例)

## 補償休日の労働に関する労使協定書

使用者：\_\_\_\_\_と船員代表者：\_\_\_\_\_は、  
船員法第65条に規定する補償休日の労働に関し、次のとおり協定する。

- 補償休日の労働をさせる必要がある具体的事由
  - ・ 荒天による運航スケジュールの遅れ
  - ・ 運航スケジュールの変更
- 対象となる船員の職務及び員数  
国士丸（一般貨物船、総トン数 699G/T）
  - ・ 船長 1名
  - ・ 機関長 1名
  - ・ 甲板部職員 3名、甲板部部員 2名
  - ・ 機関部職員 1名、機関部部員 1名
- 作業の種類
  - ・ 航海当直作業、入出港作業、荷役作業、保守整備作業、事務作業等通常の運航作業
  - ・ 船長にあっては、上記の他船舶の運航管理及び船員の労務管理に関する業務
- 労働をさせることができる補償休日の日数の限度
  - ・ 基準労働期間内について、1週間において1日与えられる休日であって補償休日以外のもの日数及び補償休日の日数を合計した3分の1を限度とする。
- 4の期間及び時間数を遵守するための措置
  - ・ 必要な予備船員を確保する。
  - ・ 労務管理責任者に毎日の労働時間の状況を把握させることにより、労働時間を適切に管理させる。
- 協定書の有効期限
  - ・ 成立の日から3年とする。

協定の成立年月日                      年    月    日

使用者：\_\_\_\_\_

船員代表者：\_\_\_\_\_

別添2 (略)  
第1号様式 (略)

○ 就業規則事務取扱要領（平成25年2月28日国海運第160号の5）の一部改正

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p data-bbox="490 247 775 279">就業規則事務取扱要領</p> <p data-bbox="508 288 1093 320">（平成25年2月28日国海運第160号の5）</p> <p data-bbox="423 330 1093 362">改正：（平成30年8月31日国海員第257号の5）</p> <p data-bbox="450 371 1093 403"><u>最終改正：（令和5年3月13日国海員第376号）</u></p> <p data-bbox="159 458 394 489">1. ～6. （略）</p> <p data-bbox="154 499 448 531">別紙1・別紙2 （略）</p>	<p data-bbox="1469 247 1753 279">就業規則事務取扱要領</p> <p data-bbox="1487 288 2072 320">（平成25年2月28日国海運第160号の5）</p> <p data-bbox="1402 330 2072 362">改正：（平成30年8月31日国海員第257号の5）</p> <p data-bbox="1487 371 1568 403">（新設）</p> <p data-bbox="1144 458 1379 489">1. ～6. （略）</p> <p data-bbox="1140 499 1433 531">別紙1・別紙2 （略）</p>

就業規則審査用チェックシート (一般船舶)

(別添)

事業者名:

1/2

審査項目		可否	備考
<b>最低規定事項</b>			
<b>1 労働時間</b>			
①1日当たりの労働時間	通常	8時間以内	法60①
	変形	・定期短距離乗客船 12時間以内 ・接遇船 12時間以内 ・瀬船船 11時間 ・業務乗客船 12時間以内 ・離島航路の小型旅客船 14時間以内	法72 開48の2 開48の3 開48の4 開附則2
②1週間当たりの労働時間 (基準労働期間について)	通常	平均 40時間以内	法60②
	変形 (乗務期間のみ)	労働日数7日で週56時間以内 労働日数6日で週48時間以内	開48の4② 開48の4②
③基準労働期間			法60③ 開42の2 開70二
1年: 国際航路の運洋・近海船 9月: 国内不定期航路の運洋・近海船 並びに国際航路及び国内不定期航路の沿海船 6月: 国内定期航路の運洋・近海船 3月: 国内定期航路の沿海船 並びに定期航路で700ト未満の平水船及び不定期航路の平水船 1月: 定期航路で700ト以上の平水船			あらかじめ基準労働期間の設置日を定めている場合は「開42の2」
④変形の場合	ア	一定の期間の記載はあるか	法72 開48の2 開48の3 開48の4 開附則2
		・定期短距離乗客船 1月以内 (内小型船は、3月以内) ・接遇船 3月以内 ・瀬船船 6週間以内 ・業務乗客船 1週間以内 ・離島航路の小型旅客船 3月以内	
	イ	一定の期間について休日を付与しているか ・定期短距離乗客船 1月当たり平均5日以上 (小型船は6日以上を指す) ・接遇船 1月当たり平均5日以上 ・瀬船船 6週間について14日以上 ・業務乗客船 3月以内に15日以上 ・離島航路の小型旅客船 1月当たり5日以上 (6日以上を指す)	開48の2② 開48の3② 開48の4② 開附則2 開70三
ウ	労働時間の通知の記載はあるか	開48の4④	
⑤休息時間		1日の航海時間が24時間以上の場合、24時間について10時間以上の休息時間 (休息時間を2回に分けて与える場合は、連続した8時間以上の休息時間)	開70二 航海当直基準
⑥航海当直制 航海当直の交代方法の記載はあるか			開70二 航海当直基準
⑦交代乗船制等特殊の乗船制をとる場合における当該乗船制の記載			開70二 航海当直基準
⑧18歳未満及び妊産婦の船員の夜間労働の禁止の記載はあるか			法82①② 法88の4、88の6
<b>2 時間外労働</b>			
①安全臨時、特別の場合の記載はあるか。記載がある場合、令和5年4月以降、航海当直の交代・乗船制が特別労働とされているか			法64①② 開42の9
②協定による時間外労働の記載はあるか			法64の2 開42の9②
<b>3 休日</b>			
①基準労働期間について1週間当たり平均1日以上			法61
②変形の場合、適用された最初の1週間の初日から起算して3月以内に15日以上の休日はあるか			法72 開48の4③
③基準労働期間内における休日日数が定められている場合、当該日数が法第80条第2項及び第61条の規定を遵守するものか			開42の2②
④付与する時期、方法、場所の記載はあるか			開70二 別に「よらず、補償休日上一体の休日制度を設けている場合は4回にて記載(船員ニアル就業規則別1参照)」
<b>4 補償休日</b>			
①補償休日の記載はあるか			法62
②安全臨時の補償休日労働の記載はあるか			法64
③協定による補償休日労働の記載はあるか			法66 開42の10 開42の11
④協定による補償休日労働日数は週休日と補償休日日数の合計の3分の1以内か			開42の3② 開70三
⑤付与する時期、場所(及び方法)の通知の記載はあるか			

就業規則審査用チェックシート (一般船舶)

(別添)

事業者名:

1/2

審査項目		可否	備考
<b>最低規定事項</b>			
<b>1 労働時間</b>			
①1日当たりの労働時間	通常	8時間以内	法60①
	変形	・定期短距離乗客船 12時間以内 ・接遇船 12時間以内 ・瀬船船 11時間 ・業務乗客船 12時間以内 ・離島航路の小型旅客船 14時間以内	法72 開48の2 開48の3 開48の4 開附則2
②1週間当たりの労働時間 (基準労働期間について)	通常	平均 40時間以内	法60②
	変形 (乗務期間のみ)	労働日数7日で週56時間以内 労働日数6日で週48時間以内	開48の4② 開48の4②
③基準労働期間			法60③ 開42の2 開附則2 開70二
1年: 国際航路の運洋・近海船 9月: 国内不定期航路の運洋・近海船 並びに国際航路及び国内不定期航路の沿海船 6月: 国内定期航路の運洋・近海船 3月: 国内定期航路の沿海船 並びに定期航路で700ト未満の平水船及び不定期航路の平水船 1月: 定期航路で700ト以上の平水船			あらかじめ基準労働期間の設置日を定めている場合は「開42の2」
④変形の場合	ア	一定の期間の記載はあるか	法72 開48の2 開48の3 開48の4 開附則2
		・定期短距離乗客船 1月以内 (内小型船は、3月以内) ・接遇船 3月以内 ・瀬船船 6週間以内 ・業務乗客船 1週間以内 ・離島航路の小型旅客船 3月以内	
	イ	一定の期間について休日を付与しているか ・定期短距離乗客船 1月当たり平均5日以上 (小型船は6日以上を指す) ・接遇船 1月当たり平均5日以上 ・瀬船船 6週間について14日以上 ・業務乗客船 3月以内に15日以上 ・離島航路の小型旅客船 1月当たり5日以上 (6日以上を指す)	開48の2② 開48の3② 開48の4② 開附則2 開70三
ウ	労働時間の通知の記載はあるか	開48の4④	
⑤休息時間		1日の航海時間が24時間以上の場合、24時間について10時間以上の休息時間 (休息時間を2回に分けて与える場合は、連続した8時間以上の休息時間)	開70二 航海当直基準
⑥航海当直制 航海当直の交代方法の記載はあるか			開70二 航海当直基準
⑦交代乗船制等特殊の乗船制をとる場合における当該乗船制の記載			開70二 航海当直基準
<b>2 時間外労働</b>			
①安全臨時、特別の場合の記載はあるか			法64①② 開42の9
②協定による時間外労働の記載はあるか			法64の2 開42の9②
<b>3 休日</b>			
①基準労働期間について1週間当たり平均1日以上			法61
②変形の場合、適用された最初の1週間の初日から起算して3月以内に15日以上の休日はあるか			法72 開48の4③
③付与する時期、方法、場所の記載はあるか			開70三
<b>4 補償休日</b>			
①補償休日の記載はあるか			法62
②安全臨時の補償休日労働の記載はあるか			法64
③協定による補償休日労働の記載はあるか			法66 開42の10 開42の11
④協定による補償休日労働日数は週休日と補償休日日数の合計の3分の1以内か			開42の3② 開70三
⑤付与する時期、場所(及び方法)の通知の記載はあるか			

審査項目	可否	備考
<b>5 有給休暇</b>		
同一の事業に属する船舶において		有給休暇の日数
①最初の有給休暇は、6ヶ月連続勤務後1年以内に	外航15日、内航10日	法74① 法75②
②その後は1年連続勤務後1年以内に	外航25日、内航15日	法74② 法75③
③賞与発生後3ヶ月連続勤務を増すごとに	外航5日、内航3日追加	法74③、④ 法75④
④有給休暇を与えるべき時期、方法、場所については、船舶所有者と船員の協議になっているか		法77 則70三
⑤その他、特別な休暇等の制度を設けている場合に、当該休暇制度が記載されているか		船員モデル就業規則 第38条～44条参照
<b>6 給料その他の報酬</b>		
①決定の方法は、船員の経験、能力及び職務の内容に応じているか		法62 則70一
②本給の定め方（初任給等）		法62 則70一
③雑手当の定め方 家族手当、職務手当、乗船手当、航海手当等		法62 則70一
④債権と給料の支払いの債務との相殺の制限の記載はあるか		法36
⑤支払いの方法は、全額を通貨で直接支払又は振込か		法53①、55 法54、則39の2
⑥支払の時期（毎月1回以上の一定の期日）の記載はあるか		法53② 則70一
⑦昇給の基準はあるか		則70一
⑧給料その他の報酬の額は、最低賃金を下回らないか		法59
<b>7 割増手当</b>		
①時間外手当の記載 通常の労働時間の報酬の計算額の3割増		法66 則43一
②補償休日労働手当の記載 通常の労働時間の報酬の計算額の4割増		法66 則43一
<b>8 定員</b>		
①定員表（定員審査表）はあるか、船員の職務及び員数並びに船舶の名称、総トン数、主機の出力、航行区域又は作業区域、航路航線又は操業海域及び用途の記載があるか		則70四
②船員法第60条～65条の労働時間を守るために必要な定員数か		法69
③航海当直の時間は航行時間に合致しているか		
<b>9 船員の意見書はあるか</b>		法97⑤
<b>その他規定事項</b>		
10 食料		法97②一
11 安全及び衛生		法97②一
12 被服		法97②二
13 日用品		法97②二
14 陸上における宿泊、休養、医療、慰安の施設		法97②三
15 災害補償		法97②四
16 失業手当		法97②五
17 雇止手当		法97②五
18 退職手当		法97②五
19 送還		法97②六
20 教育		法97②七
21 賞罰		法97②八
22 その他の労働条件		法97②九

審査項目	可否	備考
<b>5 有給休暇</b>		
同一の事業に属する船舶において		有給休暇の日数
①最初の有給休暇は、6ヶ月連続勤務後1年以内に	外航15日、内航10日	法74① 法75②
②その後は1年連続勤務後1年以内に	外航25日、内航15日	法74② 法75③
③賞与発生後3ヶ月連続勤務を増すごとに	外航5日、内航3日追加	法74③、④ 法75④
④有給休暇を与えるべき時期、方法、場所については、船舶所有者と船員の協議になっているか		法77 則70三
<b>6 給料その他の報酬</b>		
①決定の方法は、船員の経験、能力及び職務の内容に応じているか		法62 則70一
②本給の定め方（初任給等）		法62 則70一
③雑手当の定め方 家族手当、職務手当、乗船手当、航海手当等		法62 則70一
④債権と給料の支払いの債務との相殺の制限の記載はあるか		法36
⑤支払いの方法は、全額を通貨で直接支払又は振込か		法53①、55 法54、則39の2
⑥支払の時期（毎月1回以上の一定の期日）の記載はあるか		法53② 則70一
⑦昇給の基準はあるか		則70一
⑧給料その他の報酬の額は、最低賃金を下回らないか		法59
<b>7 割増手当</b>		
①時間外手当の記載 通常の労働時間の報酬の計算額の3割増		法66 則43一
②補償休日労働手当の記載 通常の労働時間の報酬の計算額の4割増		法66 則43一
<b>8 定員</b>		
①定員表（定員審査表）はあるか		則70四
②船員法第60条～65条の労働時間を守るために必要な定員数か		法69
③航海当直の時間は航行時間に合致しているか		
<b>9 船員の意見書はあるか</b>		法97⑤
<b>その他規定事項</b>		
10 食料		法97②一
11 安全及び衛生		法97②一
12 被服		法97②二
13 日用品		法97②二
14 陸上における宿泊、休養、医療、慰安の施設		法97②三
15 災害補償		法97②四
16 失業手当		法97②五
17 雇止手当		法97②五
18 退職手当		法97②五
19 送還		法97②六
20 教育		法97②七
21 賞罰		法97②八
22 その他の労働条件		法97②九

○ 船員の労務管理の適正化に関するガイドラインについて（令和4年3月23日国海員第391号）の一部改正

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p data-bbox="280 247 985 279">船員の労務管理の適正化に関するガイドラインについて</p> <p data-bbox="152 331 309 363">本文（略）</p> <div data-bbox="273 384 990 1430" style="border: 1px solid black; padding: 20px;"><p data-bbox="853 475 913 501" style="text-align: right;">別添</p><p data-bbox="398 692 869 718" style="text-align: center;">船員の労務管理の適正化に関するガイドライン</p><p data-bbox="542 1216 721 1276" style="text-align: center;">令和5年4月 国土交通省海事局</p></div>	<p data-bbox="1265 247 1971 279">船員の労務管理の適正化に関するガイドラインについて</p> <p data-bbox="1137 331 1294 363">本文（略）</p> <div data-bbox="1245 384 1980 1430" style="border: 1px solid black; padding: 20px;"><p data-bbox="1832 475 1892 501" style="text-align: right;">別添</p><p data-bbox="1375 692 1845 718" style="text-align: center;">船員の労務管理の適正化に関するガイドライン</p><p data-bbox="1523 1216 1702 1276" style="text-align: center;">令和4年3月 国土交通省海事局</p></div>

目次

1. 趣旨..... 1  
2. 適用範囲..... 1  
3. 船員の労働時間の状況の把握・管理..... 2  
    (1) 労務管理記録簿の備置き及び船員の労働時間の状況の把握..... 2  
    (2) 把握すべき船員の労働時間..... 2  
        ア 船員の労働時間の考え方..... 2  
        イ 船員の労働時間該当性の判断について..... 3  
        ウ 船員の労働時間に該当する行為の例示..... 3  
    (3) 船員の労働時間の状況の把握方法..... 4  
        ア 船内における原則的な記録の方法..... 4  
        イ 船内における例外的な記録の方法..... 5  
        ウ 労務管理事務所への記録の送信及び労務管理記録簿への記載..... 6  
    (4) 補償休日の記録..... 6  
4. 労務管理における船舶所有者、労務管理責任者及び船長の役割・責務等..... 7  
    (1) 船舶所有者の役割・責務..... 7  
        ア 労務管理記録簿の作成・備置等..... 7  
        イ 労務管理記録簿の写しの交付..... 8  
        ウ 労務管理責任者の選任及びその業務遂行体制の構築..... 8  
        エ 船員の労働時間・健康状況等に鑑みて労務管理上の措置を講ずる義務..... 9  
        オ その他適切な労務管理を行うための措置..... 10  
    (2) 労務管理責任者の役割・責務..... 10  
        ア 労務管理記録簿の作成及び備置き並びに労働時間の状況の適切な把握の管理..... 11  
        イ 労務管理記録簿における労働時間等の法令等違反の有無の確認..... 11  
        ウ 労務管理記録簿以外の手段による船員の状況の把握..... 12  
        エ 船舶所有者に対する労務管理上の措置に関する意見..... 12  
        オ 労務管理責任者による職業生活に関する相談に関する事項の管理等..... 13  
        カ 船長その他関係者との連絡・協力的体制の構築..... 13  
    (3) 船長の役割・責務..... 13  
        ア 船内における船員の労働時間等の管理..... 13  
        イ 労務管理記録簿の写しの交付..... 14  
        ウ 船員が過重労働の状況にある場合の負担軽減等の措置等..... 14  
5. 船員派遣関係における派遣船員の労働時間管理等..... 14  
    (1) 派遣先の船舶所有者における派遣船員の労務管理等..... 14  
        ア 派遣先の船舶所有者における派遣船員の労働時間の確認・把握及び管理..... 14  
        イ 派遣先の船舶所有者が派遣船員に対し労務管理上の措置を講ずる義務等..... 15  
    (2) 派遣元事業主における派遣船員の労務管理等..... 15  
        ア 派遣元事業主における派遣船員の労働時間等の確認・把握及び管理..... 15  
        イ 派遣元事業主の派遣船員に対して労務管理上の措置を講ずる義務等..... 16

本ガイドラインにおける、用語の略称について  
船員法 → 船員法、法  
船員法施行規則 → 規則  
船員職業安定法 → 船員職安法  
船員職業安定法施行規則 → 船員職安法規則  
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 → 男女雇用機会均等法  
労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 → 労働施策総合推進法

目次

1. 趣旨..... 1  
2. 適用範囲..... 1  
3. 船員の労働時間の状況の把握・管理..... 2  
    (1) 労務管理記録簿の備置き及び船員の労働時間の状況の把握..... 2  
    (2) 把握すべき船員の労働時間..... 2  
        ア 船員の労働時間の考え方..... 2  
        イ 船員の労働時間該当性の判断について..... 3  
        ウ 船員の労働時間に該当する行為の例示..... 3  
    (3) 船員の労働時間の状況の把握方法..... 4  
        ア 船内における原則的な記録の方法..... 4  
        イ 船内における例外的な記録の方法..... 5  
        ウ 労務管理事務所への記録の送信及び労務管理記録簿への記載..... 6  
    (4) 補償休日の記録..... 6  
4. 労務管理における船舶所有者、労務管理責任者及び船長の役割・責務等..... 7  
    (1) 船舶所有者の役割・責務..... 7  
        ア 労務管理記録簿の作成・備置等..... 7  
        イ 労務管理記録簿の写しの交付..... 8  
        ウ 労務管理責任者の選任及びその業務遂行体制の構築..... 8  
        エ 船員の労働時間・健康状況等に鑑みて労務管理上の措置を講ずる義務..... 9  
        オ その他適切な労務管理を行うための措置..... 10  
    (2) 労務管理責任者の役割・責務..... 10  
        ア 労務管理記録簿の作成及び備置き並びに労働時間の状況の適切な把握の管理..... 11  
        イ 労務管理記録簿における労働時間等の法令等違反の有無の確認..... 11  
        ウ 労務管理記録簿以外の手段による船員の状況の把握..... 12  
        エ 船舶所有者に対する労務管理上の措置に関する意見..... 12  
        オ 労務管理責任者による職業生活に関する相談に関する事項の管理等..... 13  
        カ 船長その他関係者との連絡・協力的体制の構築..... 13  
    (3) 船長の役割・責務..... 13  
        ア 船内における船員の労働時間等の管理..... 13  
        イ 労務管理記録簿の写しの交付..... 14  
        ウ 船員が過重労働の状況にある場合の負担軽減等の措置等..... 14  
5. 船員派遣関係における派遣船員の労働時間管理等..... 14  
    (1) 派遣先の船舶所有者における派遣船員の労務管理等..... 14  
        ア 派遣先の船舶所有者における派遣船員の労働時間の確認・把握及び管理..... 14  
        イ 派遣先の船舶所有者が派遣船員に対し労務管理上の措置を講ずる義務等..... 15  
    (2) 派遣元事業主における派遣船員の労務管理等..... 15  
        ア 派遣元事業主における派遣船員の労働時間等の確認・把握及び管理..... 15  
        イ 派遣元事業主の派遣船員に対して労務管理上の措置を講ずる義務等..... 16

本ガイドラインにおける、用語の略称について  
船員法 → 船員法、法  
船員法施行規則 → 規則  
船員職業安定法 → 船員職安法  
船員職業安定法施行規則 → 船員職安法規則  
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 → 男女雇用機会均等法  
労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 → 労働施策総合推進法

1.・2. (略)

### 3. 船員の労働時間の状況の把握・管理

(1) (略)

#### (2) 把握すべき船員の労働時間

船舶所有者は、上記(1)のとおり適切な方法により船員の労働時間の状況を把握するに当たり、以下に述べる船員の労働時間の考え方に基づいて、船員の労働時間に該当する作業に要した時間を把握する必要がある。

#### ア 船員の労働時間の考え方

船員の労働時間とは、船員が職務上必要な作業に従事する時間（海員にあっては、上長の職務上の命令により作業に従事する時間に限る。）をいう（法第4条第2項）。

イ (略)

#### ウ 船員の労働時間に該当する行為の例示

上記ア及びイのとおり、「職務性」及び「義務付け」の有無・程度から「職務上必要な作業に従事する時間（海員にあっては、上長の職務上の命令により作業に従事する時間に限る。）」と評価できる場合には、労働時間に該当する。

そのため、船内に留まる場合であっても自室等において自由に過ごすことが許されている時間や上長の命令に違反して行った不要不急の作業に要した時間は労働時間に該当しない一方で、当該船員が役職上担っている役割を果たすために必要な作業（通常配置表に記載された航海当直等の作業や操練、航海当直の交代のために必要な時間等）のほか、例えば、次の①から③のような作業に従事する時間については労働時間に該当するものとして取り扱わなければならない。

(略)

1.・2. (略)

### 3. 船員の労働時間の状況の把握・管理

(1) (略)

#### (2) 把握すべき船員の労働時間

船舶所有者は、上記(1)のとおり適切な方法により船員の労働時間の状況を把握するに当たり、以下に述べる船員の労働時間の考え方に基づいて、船員の労働時間に該当する作業に要した時間を把握する必要がある。

#### ア 船員の労働時間の考え方

船員の労働時間とは、船員が職務上必要な作業に従事する時間（海員にあっては、上長の職務上の命令により作業に従事する時間に限る。）をいう（船員法第4条第2項）。

イ (略)

#### ウ 船員の労働時間に該当する行為の例示

上記ア及びイのとおり、「職務性」及び「義務付け」の有無・程度から「職務上必要な作業に従事する時間（海員にあっては、上長の職務上の命令により作業に従事する時間に限る。）」と評価できる場合には、労働時間に該当する。

そのため、船内に留まる場合であっても自室等において自由に過ごすことが許されている時間や上長の命令に違反して行った不要不急の作業に要した時間は労働時間に該当しない一方で、当該船員が役職上担っている役割を果たすために必要な作業（通常配置表に記載された航海当直等の作業や操練、航海当直の交代のために必要な時間<sup>1</sup>等）のほか、例えば、次の①から③のような作業に従事する時間については労働時間に該当するものとして取り扱わなければならない。

(略)

(削る)

(3)・(4) (略)

#### 4. 労務管理における船舶所有者、労務管理責任者及び船長の役割・責務等

##### (1) 船舶所有者の役割・責務

###### ア 労務管理記録簿の作成・備置き等

(ア) 船舶所有者は、船員ごとに労務管理記録簿を作成して、労務管理事務所に備え置く義務（法第67条第1項）を負っていることから、労務管理責任者に、次の措置を講じさせなければならない。

① (略)

② 労務管理記録簿は、紙媒体ではなく、電子媒体で保存することもできる。ただし、電子媒体で保存する場合には、運航労務監理官（船員労務官）から提出を求められたときに印刷等して直ちに提出可能な状態にしておく必要がある（法第107条第1項）。

③ (略)

(イ) (略)

イ～オ (略)

1 改正前の船員法では、「防火操練、救命艇操練その他これらに類似する作業」及び「航海当直の通常の交代のために必要な作業」に従事した時間は、労働時間に該当するものの、労働時間の上限規制等に係る規定の例外とされていた（法第68条第1項）。令和3年船員法改正では、この法第68条第1項も改正されており、その施行日である令和5年4月1日以降は、これらの作業にも労働時間の規制等に係る規定が適用され、その時間を把握して労務管理記録簿に記載しなければならない。なお、当該改正によって労働時間の上限規制等の対象にこれらの作業が追加されることとなることから、当該規制を遵守するためには、船舶所有者は、船員の労働時間等の実態に応じて、働き方の見直しやオペレーターとの運航計画の調整等の対応が必要となる場合がある。そのため、船舶所有者は、令和5年改正対応を検討するためには、当該改正の施行に先立って令和4年度のうちからこれらの作業に従事した時間も把握する体制を整備することが望ましい。

(3)・(4) (略)

#### 4. 労務管理における船舶所有者、労務管理責任者及び船長の役割・責務等

##### (1) 船舶所有者の役割・責務

###### ア 労務管理記録簿の作成・備置き等

(ア) 船舶所有者は、船員ごとに労務管理記録簿を作成して、労務管理事務所に備え置く義務（法第67条第1項）を負っていることから、労務管理責任者に、次の措置を講じさせなければならない。

① (略)

② 労務管理記録簿は、紙媒体ではなく、電子媒体で保存することもできる。ただし、電子媒体で保存する場合には、運航労務管理官（船員労務官）から提出を求められたときに印刷等して直ちに提出可能な状態にしておく必要がある（法第107条第1項）。

③ (略)

(イ) (略)

イ～オ (略)

(2)・(3) (略)

5. (略)

(2)・(3) (略)

5. (略)